「地域福祉推進のための社会福祉協議会への
安定的な財政支援」を求める意見書

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき市町村に１団体のみの設置が認められた福祉団体であり、災害や緊急時においても、地域福祉推進の中核機関として重要な役割を担うことが求められています。

その役割には、コロナ禍や災害時に支援が必要な方に、生活再建に向けて寄り添い支援することであり、平時においても高齢者や障がい者、児童、生活困窮者等への見守りや必要な支援につなげる社会的処方における大きな役割が求められています。

この役割を果たすには、専門性を有した職員が業務に専念できる環境整備が必要であり、そのためには安定的な財源確保が必要になります。

しかし、中山間地域の多くの自治体とその中にある市町村社会福祉協議会では、人口も少なく、大企業もなく、社会環境の影響が地域経済に顕著な形で反映される中小零細企業や生活支援が必要な高齢家庭等が大部分を占め、住民会費を中心とする自主財源の確保にも限界が生じています。

令和２年度に兵庫県社会福祉協議会が調査された県内の市町社協の財政状況に関する調査では、収支差率（利益率）で70％の社会福祉協議会が赤字経営となり、うち制度福祉サービス（介護保険事業や障害福祉サービス）では35％、制度福祉サービス以外（委託・補助事業や法人運営事業などを含む）では92.5％の社会福祉協議会が赤字経営を余儀なくされています。

今、社会は、少子高齢化の進展、また災害の頻発、そしてコロナのまん延の中で起こりうる種々の課題に囲まれており、社会福祉協議会に対する役割は日々増大していますが、それを支える根幹である財政基盤は脆弱化が加速し危機的な状況にあります。

ついては、令和５年度以降の国の予算編成において、社会福祉協議会に対する地方交付税措置を拡充されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年９月30日

兵庫県養父市議会

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
内閣官房長官　様
財務大臣　　様
厚生労働大臣　様